

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部一般廃棄物指導課（06-6630-3275）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	一般廃棄物収集運搬業者のコンテナ等承認
概要	申請されたコンテナ設置事業所に、コンテナ設置の必要性等を承認する。
根拠法令等 及び条項	大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年4月1日規則第49号）第20条第2項 （ https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011436.html ） 一般廃棄物収集運搬業者におけるコンテナ等取扱要領（ https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000332136.html ）
審査基準	<p>◎次に挙げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>（1）申請されたコンテナ設置事業所に、コンテナ設置の必要性等が認められ、状況等が記載内容どおりであること。 （2）（1）によりコンテナ設置・収集が必要と認められた事業所から、コンテナ設置・回収申請書が提出されていること。 （3）コンテナ承認の際、適正搬入に従う旨の誓約書が提出されていること。</p> <p>◎承認するコンテナ数は、次に掲げる基準を適用する。</p> <p>（1）コンテナの承認台数は原則として、本市が承認した設置事業所の設置台数と差し替えに必要なコンテナの台数を加えた数（予備）とし、予備必要台数は別途協議とする。 （2）コンテナ設置をする事業所が無く、無蓋車としてのみ使用する場合は、コンテナ車1台につきコンテナ1台を承認する。</p> <p>◎なお、申請の際に増車・代車を伴う場合は、別に定める審査基準をあわせて適用することとする。</p> <p>◎必要性等の判断に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係政省令、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例及び同規則、大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱、一般廃棄物収集運搬業者におけるコンテナ等取扱要領、並びに一般廃棄物収集運搬業者に対する処分及び指導に関する要綱等の規定の趣旨に適合していること。</p>
標準処理期間	2 カ月
経由日数	
提出先	環境局事業部一般廃棄物指導課
提出時期	随時
提出方法	環境局事業部一般廃棄物指導課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	環境局事業部一般廃棄物指導課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011436.html （規則） https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000332136.html （要領）
備考	